

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市新田大町600番26

氏 名 群桐エコロ株式会社

代表取締役 山口博



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 8年 3月13日

許可の有効期限 令和15年 3月12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却溶融)、中間処理 (油水分離)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (焼却溶融)

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特) 燃え殻、⑥特) 汚泥、⑦特) 廃油、⑧特) 廃酸、⑨特) 廃アルカリ、⑩特) 鉍さい、⑪特) ばいじん (以上11種類)

※⑤については、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類に限る。

※⑥については、アルキル水銀化合物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)、水銀又はその化合物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類に限る。

※⑦については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1, 4-ジオキサンに限る。

NO COPY
再複写禁止

※⑧については、アルキル水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類に限る。

※⑨については、アルキル水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類に限る。

※⑩については、アルキル水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物に限る。

※⑪については、アルキル水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類に限る。

中間処理（油水分離）

①廃油・揮発油等（以上1種類）

NO COPY

再複写禁止

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（焼却溶融）の設置場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

イ 中間処理施設（焼却溶融）の設置年月日

平成23年 2月 7日

中間処理施設（焼却溶融）の許可年月日及び許可番号

平成21年12月17日 群馬県第342-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 焼却溶融

産業廃棄物の種類及び能力

廃油・揮発油等 [110t/24h]

廃酸・腐食性

廃アルカリ・腐食性

感染性産業廃棄物
特) 燃え殻
特) 汚泥 [46 t / 24 h]
特) 廃油 [110 t / 24 h]
特) 廃酸
特) 廃アルカリ
特) 鉱さい
特) ばいじん

※複数種類の産業廃棄物を同時に処理する場合、その混合処理能力は132 t / 24 hとする。

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 505㎡ 保管容量 1,409㎥

(2) ア 中間処理施設（油水分離）の設置場所
群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

イ 中間処理施設（油水分離）の設置年月日
平成23年 2月 7日

中間処理施設（油水分離）の許可年月日及び許可番号
平成22年 1月25日 群馬県第345-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 油水分離
産業廃棄物の種類及び能力
廃油・揮発油等 [192㎥ / 24 h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 209㎡ 保管容量 1,265㎥

※中間処理施設（油水分離）で処理する産業廃棄物の保管場所と共用とする。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成23年	3月28日	新規許可
平成25年	6月 1日	変更許可
平成28年	3月28日	更新許可
平成30年	6月19日	更新許可
令和 7年	6月19日	更新許可
令和 8年	3月13日	更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

NO COPY

再複写禁止